

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20191101 四 国 第 11 号  
令 和 元 年 1 1 月 5 日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和元年11月1日付け 20191101 四国第 10 号により貴職から当委員会に意見を求められたガス小売事業を営もうとする者について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、別添のガス小売事業を営もうとする者については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）Ⅰ. 第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

## 記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

（電力・ガス取引監視室主管）

(別 添)

(ガス小売事業を営もうとする者)

・宮崎商事株式会社

法人番号 3480001002498